

第4章 今後の取り組み

1. 新たな「健康なまち習志野計画」の策定

「健康なまち習志野計画」は、平成 16（2004）年 3 月に、健康増進法に基づく市町村健康増進計画である「健康づくりの総合計画 健康なまち習志野」として策定されました。ヘルスプロモーションの考え方に基づき「個人の健康的な生活習慣づくり」と「健康を支援する環境づくり」の両方に重点を置き「健康づくり＝健康なまちづくり」と健康を幅広く捉え推進してきました。

本計画は、平成27年3月31日をもって計画期間が終了となりますが、これまで取り組んできた「健康づくりの総合計画 健康なまち習志野」の評価・課題を踏まえ、今後5年間の習志野市の健康なまちづくりの方向性を示す「健康なまち習志野計画」を（通称）健康なまちづくり条例に基づき新たに策定します。

2. 新たな「健康なまち習志野計画」の総合目標と推進体制

新たな「健康なまち習志野計画」では、（通称）健康なまちづくり条例に基づき、総合目標として「すべての市民が生涯にわたって生きいきと安心して幸せな生活ができる健康なまちづくり」を掲げ、この目標を達成するための施策の方向性を「市民の主体的な健康づくりを支援する」「地域社会全体で個人の健康を支え守る社会環境をつくる」「あらゆる分野で健康を意識し、連携・協働して取り組む」とします。

また、具体的な施策においては、めざすまちの姿に対する、市、市民、市民活動団体、事業者、健康づくり関係者それぞれが果たす役割と取組について、指標と目標数値とともに明示しています。

今後も新たな「健康なまち習志野計画」に基づき、市民の皆様や各関係団体・関係者の皆様と連携・協働し、「健康なまち習志野」に向けた取組を積極的に進めてまいります。

3. 新たな「健康なまち習志野計画」の進捗管理

（1）習志野市健康なまちづくり推進庁内連絡会等

健康なまちづくりに関する施策を総合的かつ効率的に推進するため、「習志野市健康なまちづくり推進庁内連絡会」や「習志野市健康なまちづくり推進作業部会」にて、施策の進捗管理及び調査・研究を行います。

（2）習志野市健康なまちづくり審議会

「健康なまち習志野計画」や健康なまちづくりに関する事項を「習志野市健康なまちづくり審議会」において、調査審議します。

（3）計画の最終評価

平成 31 年度に計画の評価を行い、平成 32 年度からの新たな計画の策定を行います。

